

国の基準を満たさない認可外保育施設は 保育料無償化の対象外となります

概要

- ①認可外保育施設を利用し、②枚方市から「保育の必要性の認定」を受けた利用者は、年齢別の上限額まで保育料が無償化の対象になります。
- 保育料無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定める基準（指導監督基準）を満たすことが必要です。
- 令和6年10月以降、国の基準を満たさない認可外保育施設は、無償化の対象でなくなります。

無償化の対象となる認可外保育施設

	時期	無償化対象施設
経過措置期間	令和6年9月末まで	枚方市へ届出があった <u>全ての</u> 認可外保育施設
期間後	令和6年10月から	枚方市に届出があり、 <u>指導監督基準を満たす</u> 認可外保育施設

各施設の指導監督基準を満たす旨の証明書交付状況

枚方市ホームページ

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000003032.html> でご確認ください。



枚方市 お問い合わせ先

- ①無償化の制度に関することについて 私立保育幼稚園課 072-841-1471
- ②認可外保育施設の指導監督基準について 福祉指導監査課 072-841-1467